

（後写鏡）

第252条の3 一般原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の一般原動機付自転車及び三輪の一般原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において一般原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないもの及び最高速度20km/h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第65条第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6. 1. 及び6. 3. に定める基準とする。

- 2 最高速度20km/h未満の一般原動機付自転車に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第65条第2項の告示で定める基準は、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であることとする。
- 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の一般原動機付自転車及び三輪の一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第65条第3項の告示で定める基準は、別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準を準用する。
- 4 次の各号に掲げる一般原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第65条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 第1項の後写鏡にあつては、協定規則第46号の規則15. に定める基準
 - 二 第2項の後写鏡にあつては、運転者が運転者席において、一般原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び一般原動機付自転車（牽引する一般原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する一般原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の一般原動機付自転車にあつては一般原動機付自転車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
 - 三 第3項の後写鏡にあつては、別添83「二輪自動車の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準を準用した基準